

平成30年度 税制改正

知らなきゃ損する優遇税制

～ヒトや設備に投資して、節税・減税をしよう!!～

税制は毎年改正されています。大きな改正内容についてはマスコミ等の報道もあり、また、税務当局からの案内もあるため、みなさんご存じかと思えます。しかし、租税特別措置法などによる時限的な優遇税制については、対象の企業や適用条件が限られているものもあるため、なかなかその情報が中小企業に行き届きません。

平成30年度税制改正では、「賃上げ」「設備投資」「事業承継・再編」などをキーワードにしたさまざまな優遇税制が盛り込まれました。とはいえ、「賃上げ」「設備投資」「事業承継・再編」などはそついった経営方針を社長が志向しない限り、税理士もなかなか提案しにくく、したがって、優遇税制の存在や適用条件を知らなかったために、その適用を受けなかったり、条件が合わずに節税・減税の機会を失するケースも多く発生するのではないかと思います。

このセミナーは、平成30年度税制改正の中から特に、企業が「賃上げ」「設備投資」「事業承継・再編」をすることで、節税や減税が可能となる優遇税制をご紹介します。

1. 日 時：平成30年7月19日（木） 午後2時～4時
2. 場 所：大阪トヨペットビル 9階C会議室
大阪市西区立売堀3丁目1番1号
3. 講 師：窪田良一税理士事務所
窪田 良一 氏（税理士・中小企業診断士）
4. 内 容：①「賃上げ」関連の優遇税制
②「設備投資」関連の優遇税制
③「事業承継・再編」関連の優遇税制
④ その他の知っていると得する優遇税制
5. 受講料：大商会員 無料 / 特商・一般 5,000円
6. 定 員：30名（申込先着順にて受付）※原則、1社2名迄の受付とさせていただきます。
7. 申込方法：下記申込書に必要事項をご記入の上、大阪商工会議所 西支部
FAX：6539-1668 までへお申し込み下さい。

*受講受けさせていただきました方には開講前1週間前後に受講票をFAXさせていただきます。（お問い合わせ先電話番号6539-1666 担当：中川）

申込書「知らなきゃ損する優遇税制」（7/19）

(社名カナ) (会社名)	(参加者氏名カナ) (参加者氏名)
(所在地)〒	(ID番号)
(TEL) (FAX)	(業種) (従業員数) (資本金)

ご記入頂いた情報は、商工会議所からの各種連絡・情報提供（eメールでの事業案内を含む）のために利用するのははじめ、講師には参加者名簿として配布します。あらかじめご了解のうえお願いいたします。

また、本事業は大阪府の経営支援事業費補助金を受けて実施しているため、大阪府へ実施報告をいたします。事業参加の際は、必ずアンケートにご協力賜わり、事務局までご提出ください。アンケートの提出に関しましては、メール・FAX等でご連絡申し上げることもございます。ご了承ください。